

IV 參考資料

令和7(2025)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針

栃木県教育委員会

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、児童・生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

そのため、各学校においては、校長のリーダーシップの下、児童生徒の自己指導能力の獲得を支える児童・生徒指導を全校体制で推進する。

児童・生徒指導をもって育む能力や態度等

- 他者との関わりの中で自らをかけがえのない存在として認識する自尊感情
- 生命尊重の精神や人権感覚、思いやりの心を備えた豊かな感性
- 自己の夢や希望を実現しようとする意欲や態度
- 集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度及び規範意識
- よりよい人間関係を構築できる能力
- 場に応じて適切に判断し行動する力

【努力点】

1 学業指導の充実

「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互の関連を意識しながら一体的に進める指導の工夫

2 発達課題の達成に向けた指導の充実

児童生徒理解に基づく系統的な指導と、発達課題の達成を図る児童・生徒指導の推進

3 ガイダンスの機能の充実

現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てるガイダンスの機能の充実

4 家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働体制の充実

児童生徒の健全育成に向けた家庭・地域社会・関係機関等との緊密な連携・協働体制の充実

5 問題行動や不登校等対策の充実

いじめをはじめとする問題行動や不登校等への適切な対応と危機管理体制の強化

【取り組むべき具体的内容】

1 学業指導の充実

○ 一人一人の児童生徒理解及び学級(ホームルーム)集団の実態把握に基づく、個性(よさや違い)を集団の中で生かし合い伸ばし合える授業づくりに向けた取組とその評価の工夫

2 発達課題の達成に向けた指導の充実

○ 児童生徒の実態に応じた発達課題の明確化とその達成に向けた指導及び評価の工夫

3 ガイダンスの機能の充実

○ 学級(ホームルーム)や学校の生活への適応やよりよい人間関係を形成する学級(ホームルーム)活動等の充実

○ 将来の進路、自己の在り方生き方などについて、主体的な選択やよりよい意思決定ができるようにするための計画的・組織的な指導の充実

4 家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働体制の充実

○ 基本的な生活習慣の定着に向けた家庭と連携した取組の充実

○ いじめをはじめとする問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた家庭・地域社会、外部専門家、関係機関及び異校種等と連携・協働した取組の充実

5 問題行動や不登校等対策の充実

○ 個性や多様性を認め合い、安心して学び、生活できる風土づくり及び危機管理体制の強化

○ いじめ防止対策推進法、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく組織的対応の徹底

○ 深い児童生徒理解に基づく個別の状況に応じた柔軟な働きかけときめ細かな支援による不登校対策の充実

「心の教育」推進方針

栃木県教育委員会

平成13年3月16日決定

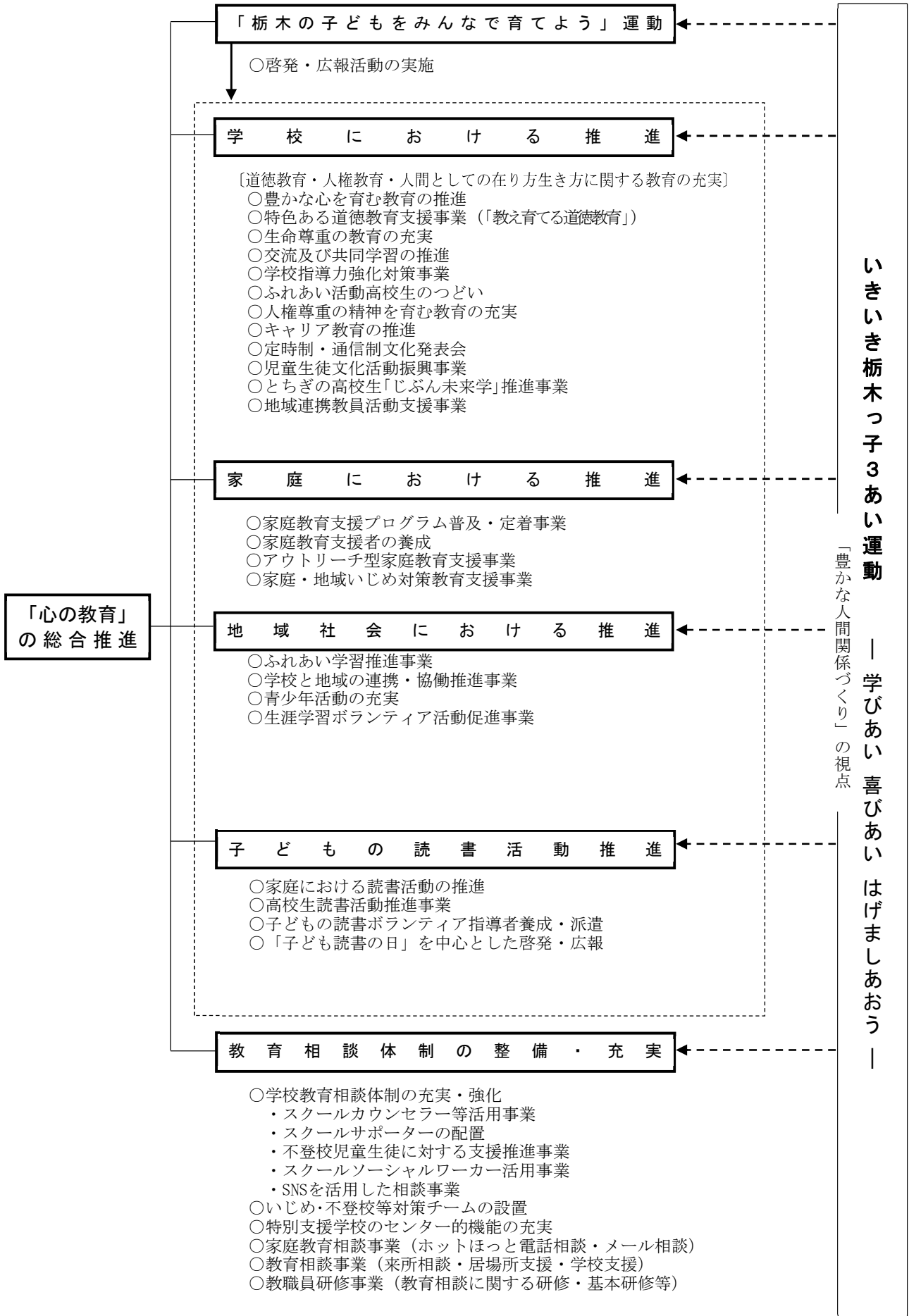
教育は、人格の完成を目指し、知・徳・体の調和のとれた心身ともに健康な子どもの育成を期して行われなければならない。

しかし、今日子どもたちを見ると、学校、家庭、地域社会において学習や文化・スポーツ活動などに積極的に取り組んでいるものの、少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などの弱まりが見られ、これらの「心」を育てる教育の充実が緊要な課題となっている。

このため、栃木県教育委員会は、学校、家庭、地域社会、関係機関等と連携・協力し、とちぎの子ども豊かな心をはぐくむ「心の教育」を推進する。

- 1 「いきいき栃木っ子3あい運動」を一層推進することにより、子どもの豊かな人間関係の醸成に努める。
- 2 すべての学校、家庭、地域社会において「心の教育」を推進するとともに、県民に対する啓発に努める。
- 3 学校教育においては、道徳教育及び人間としての在り方生き方教育はもとより、すべての教育活動を通して豊かな心を持つ児童・生徒を育てる「心の教育」の充実に努める。
- 4 社会教育においては、家庭における「心の教育」への支援を充実するとともに、地域社会における「心の教育」の推進に努める。
- 5 さまざまな悩みを抱える子どもに適切に対処するための教育相談事業を充実するとともに、教員の指導力向上のための教育相談研修の充実に努める。

令和7(2025)年度 「心の教育」総合推進施策体系



「いきいき栃木っ子3あい運動」推進要綱

〔栃木県教育委員会〕

第1 経過と趣旨

「いきいき栃木っ子3あい運動」(以下、「3あい運動」という)は、本県独自の教育運動として、昭和62年度から平成7年度までの9年間を第1ステージとして、その後平成8年度から平成12年度までの5年間を第2ステージとして展開してきた。

第1ステージでは、学校が児童生徒一人ひとりにとって、学ぶことに喜びを感じ、いきいきと生活することのできる場となるよう、学校教育の一層の活性化を図ることをねらいに推進してきた。

第2ステージでは、社会問題化しているいじめや不登校の問題、自然体験や生活体験の不足に起因する問題など、子どもを取り巻く様々な問題に取り組み、教育の質的な改善・充実を図るため、学校、家庭、地域社会における一層の深化・拡充を期して推進してきた。

今後は、これまでの実績を踏まえ、学校、家庭、地域社会のすべての人々が一体となり、豊かな人間関係をつくりあげる視点から「3あい運動」をすべての教育活動になお一層生かし、いきいきとした栃木っ子の成長を期して、期間を設けずに推進する。

第2 運動の名称とスローガン

- ・運動の名称 「いきいき栃木っ子3あい運動」(略称「3あい運動」)
- ・スローガン 学びあい 喜びあい はげましあおう

第3 “3あい”のねらい

学びあい 児童生徒等が、学びあうことを通して、相互に啓発し、学習への広い関心や意欲を高め、創意をもって粘り強く取り組み、努力することができるようにすること。

喜びあい 児童生徒等が、スポーツ・芸術活動、自然とのふれあい、奉仕活動、体験学習などを通して、感動や喜びを共にすることができるようにすること。

はげましあい 児童生徒等が、協力し、助けあい、はげましあうことを通して、一人ひとりの自立を促し、たくましく生きることができるようにすること。

第4 運動推進の方法

- (1) 県教育委員会と市町村教育委員会連合会(以下、「県教委等」という)は共に協力して各種研修会をはじめ、あらゆる機会を通して、県民に対して「3あい運動」の普及・啓発に努める。
- (2) 学校は、豊かな人間関係をつくりあげる視点から、「3あい運動」を教育活動に生かし、自校の教育目標の達成に努める。
- (3) 県教委等は、幼稚園、保育所等に対し、それぞれの実情に応じた取組がなされるように働きかける。
- (4) 県教委等は、家庭、地域社会に対して、「3あい運動」の一層の普及・啓発に努め、理解と協力を求める。
- (5) 県教委等は、関係教育機関・団体等に対して、「3あい運動」が一層積極的に展開されるよう働きかける。

第5 推進連絡協議会等

- (1) 運動の効果的かつ総合的な展開を図るため、関係教育機関・団体等の代表等による「いきいき栃木っ子3あい運動推進連絡協議会」を設置する。
- (2) 推進連絡協議会等の庶務や全体のとりまとめは、県教育委員会事務局教育政策課においておこなう。

第6 「心の教育」や「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動との関係

- (1) 「3あい運動」は、「心の教育」（生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などの豊かな人間性をはぐくむことをねらいとする。）と、豊かな人間関係づくりの視点で深くかかわりながら進める。
- (2) 「3あい運動」は、「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動（大人の側から一人ひとりの子どもたちに積極的に働きかけることにより、心豊かな栃木の子どもを育てることをねらいとする。）と、子どもと大人の豊かな人間関係づくりの視点で深くかかわりながら進める。
- (3) 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動は、大人が子どもにかかわる「3あい運動」の具体的実践である。

第7 その他

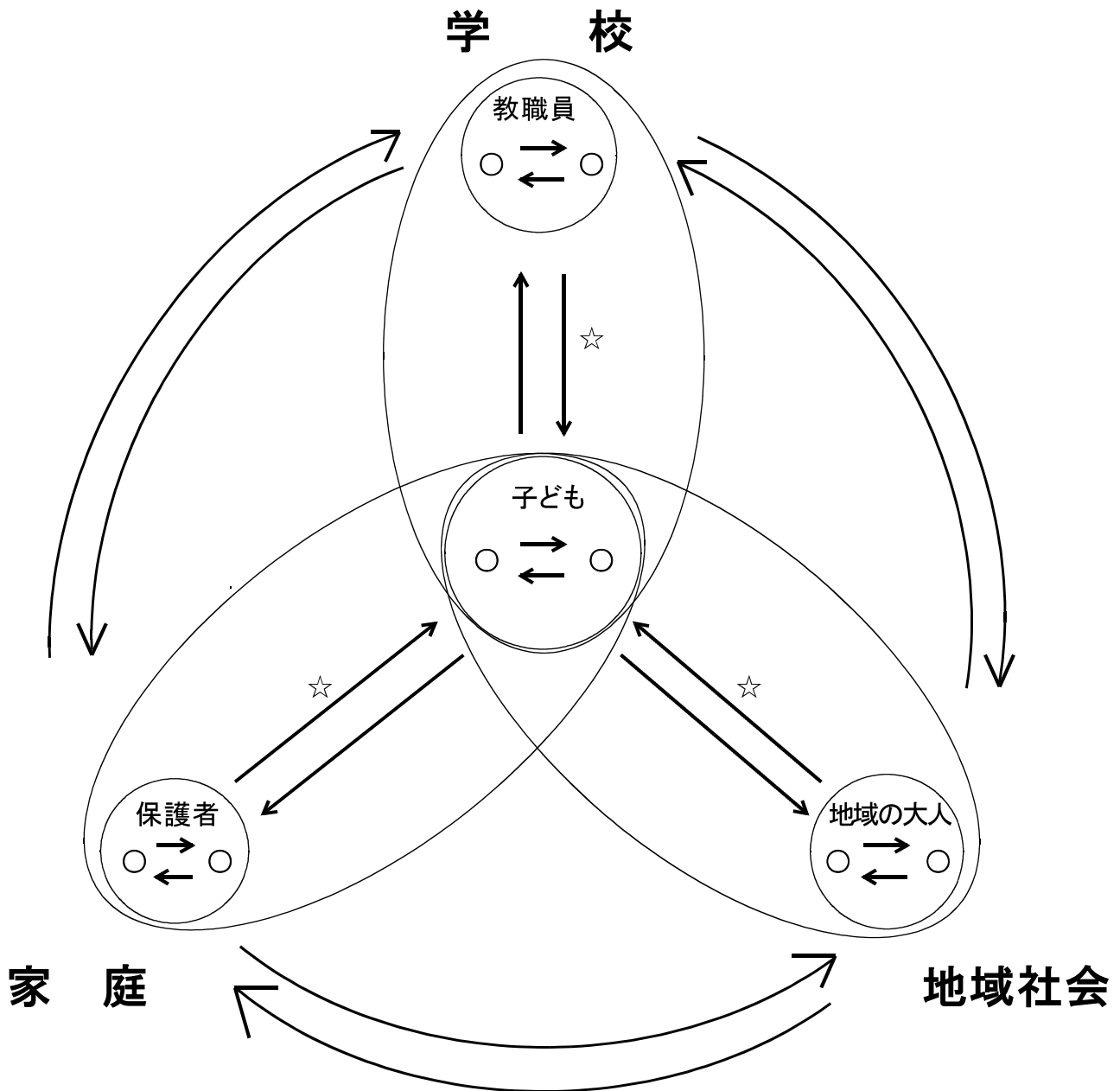
この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

「いきいき栃木っ子3あい運動」概念図

～ 学びあい 喜びあい はげましあおう ～



※ 凡例

- = 個人
- ⇔ = 人間関係
- = 人間関係の場 (学校、家庭、地域社会)
- ☆ = 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動
(大人が子どもへかかわる具体的実践)

図は、子どもたち同士はもとより、保護者同士、教職員同士、地域の大人同士の人間関係及びそれぞれの人間関係を示したものです。

豊かな人間関係をつくりあげるには、学校、家庭、地域社会のすべての人々が、それぞれ“3あいのスローガン”の実践を図ることが大切です。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

とちぎの子ども育成憲章

～とちぎの子どもをみんなで育てるために～

○ 憲章の目的

次代を担うとちぎの子どもたちが、心豊かにたくましく成長することは県民すべての願いです。

少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展等により、社会情勢は大きく変化し、さらに昨今の新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、青少年をめぐる問題はますます多様化・複雑化しています。

このような状況において、青少年が心身ともに健全に成長していくためには、親はもとより、周りの大人がより積極的に子どもの成長に関わっていく必要があります。

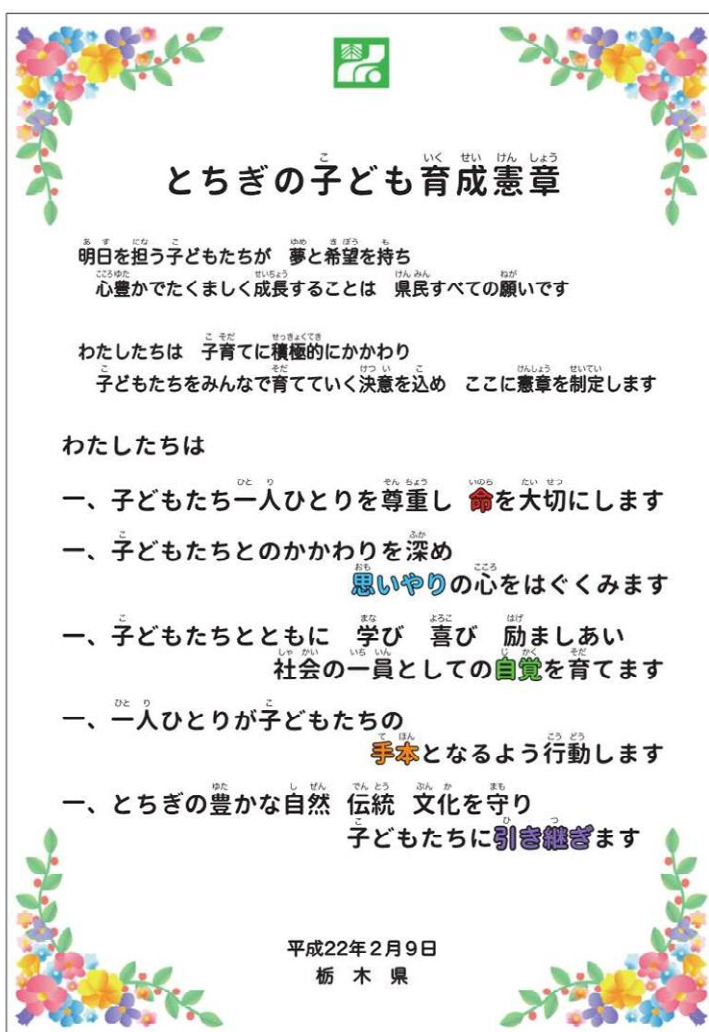
そこで、県では、子どもたちを育成していく上での基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針となる「とちぎの子ども育成憲章」を平成22(2010)年2月に制定しました。

なお、この憲章は、「とちぎの子ども・子育て支援条例」(平成31年(2019)年1月1日施行)に位置づけられています。

○ 憲章の内容

憲章は前文と5つの条文からなり、前文には、目指す子ども像と育成に対する決意が示されています。5つの条文には、子どもと関わる行動指針として、5つの視点を示しています。家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面で実践されることが期待されます。

また、命を大切に、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長してほしいという、成長過程にある子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。



とちぎの子ども育成憲章

明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち
心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

わたしたちは 子育てに積極的にかわり
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

- 一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします
- 一、子どもたちとのかかわりを深め
思いやりの心をはぐくみます
- 一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい
社会の一員としての自覚を育てます
- 一、一人ひとりが子どもたちの
手本となるよう行動します
- 一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り
子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日
栃木県



とちぎの元気な子ども育て隊!!

憲章のマスコットキャラクターの愛称で、栃木の子どもたちを、心も体も元気に健やかに「育てたい」という想いと、県民みんなで丸となり力を合わせて「育て隊」として取り組んでいこうという、2つの意味を表現しています。



いきいき栃木っ子3あい運動

学びあい、喜びあい、はげましあおう

令和7（2025）年度 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校 指導の指針

令和7（2025）年3月

編集発行 栃木県教育委員会事務局義務教育課

宇都宮市埜田1-1-20

TEL 028-623-3392

FAX 028-623-3399

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/sidounosisin.html>

栃木県（ホーム） > 教育・文化 > 学校教育 > 小・中学校 >

〔教育課程に関わること〕【義務教育課】 > 指導の指針

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

